事　務　連　絡
令和８年 11 月 13 日

各都道府県・保健所設置市・特別区
感染症対策主幹部（局）　御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症サーベイランスシステムにおけるログイン障害発生時の感染症届出等の取扱いについて

平素より、感染症サーベイランスシステムの運用に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和８年 11 月 13 日に発生した Outlook の大規模障害に関連して、感染症サーベイランスシステムのログイン時に必要となる二要素認証の認証コード等を Outlook のメールで受信できず、同システムにログインできない事象が発生する可能性があります。このため、感染症法に基づく発生届等のオンラインでの登録ができない可能性が生じています。

つきましては、当該障害により医療機関からのオンラインでの発生届が困難となる場合に備え、下記のとおり臨時的な対応をお願いいたします。
併せて、休日等における感染症発生時の感染症対策課への緊急連絡についても、これまでと取扱いが変わるものではありませんが、障害発生を踏まえ、着実に電話連絡を行っていただくよう、よろしくお願いします。

記

１．管内医療機関による発生届等登録について
管内の感染症サーベイランスシステムのアカウントを持つ医療機関が、ログイン時に必要な二要素認証のメールを受信できない場合には、同システムを利用したオンラインでの発生届等の登録ができない可能性がございます。
そのため、同システムを利用してオンラインで発生届を登録している医療機関において、当該障害によりログインができない場合には、管轄保健所とご調整いただき、当該医療機関の認証方式を電話、SMS のいずれかに変更するか、障害が

解消するまでの間、臨時的な代替手段として、FAX 等により管轄保健所に発生届等を登録するよう、ご案内いただきますようお願いいたします。

２．保健所における対応について

医療機関から FAX 等の代替手段により発生届を受け付けた場合には、保健所において、感染症サーベイランスシステムへの入力をお願いいたします。また、感染症の発生届等の登録には至らない事案で、急ぎ、厚生労働省に相談を要する事案がある場合には、下記問い合わせ先の電話番号に電話連絡をお願いいたします。

なお、保健所において同システムにログインする際には、LGWAN 環境からのアクセスを利用するなど、ログイン可能な環境を確保した上で対応いただきますようお願いいたします。

３．休日等における感染症対策課への報告について

これまでも大型連休に入る際などに事前に各自治体へ周知しておりますが、休日等における感染症発生時の感染症対策課への緊急連絡については、当課が示す緊急連絡先への電話及びメールでの報告をお願いしているところ、今般の事象に伴いメールでの報告が困難な場合は、電話のみの報告で問題ありません。

なお、本事象復旧後は、これまでと同様、緊急連絡先への電話及びメールでの報告をお願いします。

４．留意事項

（１）本対応は、今回の障害により医療機関からのオンラインでの発生届等の登録が困難となる場合における臨時的な対応です。通常のオンラインでの届出が可能な場合には、従来どおりの方法により届出を行ってください。

（２）代替手段による届出を受け付けた場合には、医療機関からの届出内容をシステムに反映するとともに、オンラインでの届出との重複入力が生じないように、適切に必要な管理をお願いいたします。

（３）本対応の終了については、今回の障害が解消された場合を想定しており、状況が変わらない限り、改めてのご連絡はしない予定です。

（４）なお、本事務連絡は通常メールの送付等により連絡するところ、臨時的に、FAX 及び調査・照会システムを通じて弊省より送付しております。

以上

問い合わせ先
感染症対策部感染症対策課
電話番号：03－3595－2263
FAX：03-3581-6251
メールアドレス：jyouhoukanri@mhlw.go.jp
※FAX を送っていただく場合は、併せて電話連絡をいただくようお願いします。